

鎌倉期朝廷の過差禁制について

佐々木 文 昭

はじめに

朝廷は、平安時代中期以降になると、公家新制⁽¹⁾（以下新制と略称）を發布するようになった。この法令は、天人相関説に基づき、天災の発生や辛酉革命などに際し、その攘災をはかるための徳政策という意義を有していた。このため新制は、主に神事・仏事・雑事という三分野について、時勢を意識した新たな政策を展開していくための基本方針を示すという性格を持っていた。とりわけ雑事とされた条文には状況を反映した様々な条項が盛り込まれたが、その主要項目となっていたのは、身分を越えた奢侈の規制を意図した過差関係の条文であった。他方で新制とほぼ同じ頃に登場し、しばしば単独に即ち単行法令的にも発布されたものに過差禁制がある。

筆者は、平安中期以降仁平元（一一五一）年までの過差禁制の析出をはかったことがある⁽²⁾。また下郡剛氏は、保元元（一一五六）年から建久六（一一九五）年までを対象として同種法令を中心に分析を加えた⁽³⁾。ここに平安時代中後期における過差禁制の概要がほぼ明らかになったといえる⁽⁴⁾。その後筆者は、鎌倉時代について発布状況

の一覧表を作成し、概要を示めそうとした。⁽⁵⁾ しかしながら典拠とする史料名をあげるにとどまり、判断の根拠にも触れておらず、遺憾ながら曖昧な点を残してしまった。さらに現在となつては、史料集や記録類の刊行などの進展もあつて、表自体の修訂も必要となつている。そこで本稿は、法令発布の史料の根拠を挙げつつ、当該期における過差禁制のおおよその状況を確認することを目的とする。

ここで本稿の方針に触れておきたい。過差とされたものは多様であつたが、『勘仲記』弘安九（一二八六）年十二月二十四日条に記される衣裳・資財雑具・従類・乗物・舎屋という五分類⁽⁶⁾を借用し、これらに合致した内容の禁令を過差禁制と把握する。そしてその禁制の発布時期を確認できた場合に限り立項することにした。従つて禁令の適用事例のみは取り上げない。当時新制と同様に使われていた語に制符があるが、原則として新制の語を使用する。拙論を展開するにあつて本来ならば、両語の差違を明確にすることは不可欠となるが、触れることはできない。また過差禁制は儉約令としての性格も持つており、その制定の場は「儉約議定」⁽⁷⁾と呼ばれていることがあつた。例えば徳治三（一一三〇）年の法令（第一節〈34〉項参照）は過差関係の条文のみで構成されているが、史料としては「儉約条々」⁽⁸⁾との標題である。朝廷関係者にとつては、過差禁制≡儉約令でもあつたが、本稿では基本的に過差禁制の語を使用する。

なお史料の引用にあつては、特殊な字体を除き、常用漢字・通行字体を用いた。また史料集・記録類の刊本からの引用や出典の表記については、主として以下のようにした。

*『新訂増補国史大系』・『大日本古記録』・『史料纂集』・『増補（正・続）史料大成』によつたものは、刊本に關す

る注を略した。また『増補（正・統）史料大成』と、『大日本古記録』又は『史料纂集』とが重複した場合は後者に依った。

・『新訂増補国史大系』

『百鍊抄』・『統史愚抄』・『吾妻鏡』

・『大日本古記録』

『民経記』（本稿では『民』と略称。以下括弧内同様）・『実躬卿記』（『実』）

・『史料纂集』

『葉黄記』（『葉』）・『勘仲記』（『勘』）・『公衡公記』（『公』）・『花園天皇宸記』・『園太暦』（『園』）・『福智院家文書』

・『増補（正・統）史料大成』

『歴代宸記』・『吉記』・『吉統記』・『平戸記』・『妙槐記』・『勘仲記』（『勘』）

・『圖書寮叢刊』

『玉葉』・『経俊卿記』・『砂巖』・『仙洞御移徙部類記』

・右記以外の史料集・刊本からの引用については、そのつど又は末尾の注記の中で記した。

第一節 過差禁制の史的検討

(1) 文治三(一一八七)年十一月四日⁽⁹⁾

当時朝廷内を主導していた摂政九条兼実は、この年三月左大臣藤原経宗以下の廷臣から徳政策についての意見を求め、提出された意見状は彼のもとに一旦集められた。十月になりその提案内容を審議すべく、兼実は後白河上皇と折衝する。上皇は兼実の提案を受け入れつつ、「行幸以前過差之新制尤可被下也。早可下知⁽¹⁰⁾」と指示した。「行幸」とは、後鳥羽天皇の十一月七日に石清水八幡宮、次いで十四日には賀茂神社への御幸が予定されていたことと示す。『玉葉』文治三年十一月二日条には、

親経来申云、意見事、行幸以前不及其沙汰、先過差之制、行幸以前可被仰敷。仍注仰詞草案所持参也云々。披見之処無殊難。但准五節・相撲之例、両社行幸之間、舞人已下当色不可改着之由、尤可被載敷。但此事無先例。仍先可奏事由者。親経申〔云〕、先被仰合左大臣如何。余云、尤可然、先迎合一度可奏聞也。

と記されている。ここで右少弁藤原親経は、意見状そのものの審議は行幸後に行うことにして一旦棚上げとし、まずは過差禁制の制定を優先させるといふ後白河上皇の意向を伝えつつ、親経は自ら作成した草案を兼実にみせた。兼実も、「但准五節・相撲之例、両社行幸之間、舞人已下当色不可改着之由、尤可被載敷」と、行幸への規制を意識した提案をした。

さらに同日記五日条には、「今暁新制宣旨状中、依有可改直之事、其旨仰親経了。即書改持来之。奏聞之後、可下之由仰了」との記述があり、ここに宣旨が發布されたと考えられる。従って、この過差禁制には両社行幸を強

く意識した条項を規定していたと推測されるが、規制内容自体は不詳である。¹²⁾

(2) 建暦二(一二二二)年十二月四日

『玉藻』同日条に、「今日有請印政事。上卿土御門中納言、(中略)下襲裾制等請印」とあり、下襲の裾に関する制限を定めていた。ここで注意すべきは同年三月に発布された建暦二年令一三条において、既に「下襲裾」の寸法が規定されていたことである。しかしながら同令は翌月十二日には請印を終えていた。¹³⁾従って同法の再施行或いは規定内容の変更に伴う別途の法令と捉え立項する。

(3) 建保元(一二二二)年二月一日

『明月記』同日条に「藏人少輔資頼(業造)参入、奉下宣旨。上下諸人紅下袴停止、可著合袴」しとの記事がある。「奉下宣旨」との文言から、この日衣裳に関する規制を発布していたことが判明する。

(4) 建保五年五月二十五日以前

『公』正和四(一二三五)年五月二十三日条は、「最勝講儉約条々」(後掲〈37〉項参照)を記載するが、その事実書中に「建保五年嚴制」と記されており、この年最勝講に関する規制が発布されていた。とするならば同年の院最勝講初日は、『大日本史料』(東京大学史料編纂所編、東京大学出版会)網文により五月二十五日であることから、この日以前の発布とならう。なお宝治二(一二四八)年の院最勝講を伝える『葉』同年五月二日条には、「一

身持加物具、建保有厳制、毎事用略儀。今度可尋彼例之由、可相触之旨、兼仰綱所了。各守其制、講師等童子一人持之」つとの割注があり、少なくとも資財雜具などを定めた禁制とみられる。

(5) 同六年四月二十三日以前

同日の修明門院（藤原重子）の春日社行啓に際して、徳大寺公継は「施丹青金銀薄等、珠玉表差蓋等今度停止云々」と記している。また久我通光からの「下袴先々用紅。今度依制不可用敷」との問い合わせに対して、公継は「紅（青）依制不用之、（中略）可用濃袴」しと返答していた。ともに「今度」の語があり、この行啓以前に衣裳に関する禁制が發布されたと判断する。

(6) 寛喜二（一二三〇）年十一月十四日以前

藤原定家が藤原盛兼に五節で使用するための櫛を贈る際に使おうとした水引について、『明月記』同日条の「以錦為水引」すとの記事に「此事新制云々。如此事強非制限小事敷」との割注が付されている。定家の規制を非難する言葉からは、彼自身この時点になって初めて新制（14）に過差禁制の存在を知ったと推測しうるため、立項する。

(7) 寛喜三年五月十四日以前

同月二十五日に実施を予定していた院最勝講にあたり、十四日に「僧綱已下從僧童子員數」、翌日には「五今日不可改著法服事・僧止已下不可著織物表袴事・不可具上童事」という、計四カ条の指示が綸旨で僧綱へ伝達さ

れた。また前者には、「最勝講以前、不廻時刻、可令告知」¹⁶⁾とも記されており、惣在庁御房僧綱から出席予定の僧侶へ禁制内容を伝えるよう指示していた。

(8) 寛喜三年五月二十四日以前

『百鍊抄』同日条には、「今日出仕人々裾寸法事、内々為頭中宮亮資頼朝臣奉行被仰下」として、大臣以下四位に至るまでの裾制を定めていた。「内々」に「被仰下」との文言からすると、この日の出仕者に対してのみ伝えられたのであろうか。なお前項と同様に新制審議中での発布となり、同新制二一条に規定された。本法も飢饉を意識した法令の可能性がある。

(9) 嘉禎三(一一三七)年三月二十八日以前

『玉葉』同日条には、九条道家とその息教実との「多法事并両社行幸間事」などに関する「言談」が記されている。同年三月九日に予定されていた石清水八幡宮及び賀茂社への行幸は一旦延引されたが、石清水への行幸は四月二十三日に実施されることになっていた。そのような状況下で教実が「舍人装束者令用裏萌木如何、細薄新制也」と問いかけ、また「為新制、不可用单敷」と尋ねたのに対して、道家は「如此单ハ新制也」と返答している。両者の問答から判断して、行幸などを前にして発布された過差禁制に対応するため、教実が装束などを相談していたと推測し立項する。

(10) 延応二(一二四〇)年三月十二日

『平戸記』同年四月八日条に「女房布施過差事又被下制符云々。依代々例、有沙汰云々。如色々急々置物者無禁制云々」との記述がある。また同日記同月十五日条に収載されている宣旨より、賀茂祭に限定した条項が定められていたことが判明する。なおここには「就儉約之徳政、止過差之服飾」むとの文言があり、彗星出現という天変への対応策という意味が認められる。但し実際の発令が明らかなのはこの二項目にすぎず、この時の法令は過差禁令のみにとどまったと推断し立項する。

(11) 寛元元(一二四三)年十月二十四日

『百鍊抄』同日条には、「今日五節儉約事、為頭左中弁時^平高朝臣奉行、被仰下五節所」との記事があり、「風流櫛不可交金銀銅飾珠玉之類事」以下資財雜具や衣裳などに関する六カ条が五節所に指示された。これは翌月十一日に実施する五節に対する規制である。

(12) 寛元三年二月十日以降四月二十一日以前

『葉』翌四年四月十四日条に「各無引馬、依去年新制也。但其外事多犯制符」すとの記事があり、前年の同祭の時に新制¹¹過差禁制が発布されていた。なお朝廷内では同三年二月から客星への対応のため徳政議定をしばしば開催しており、その場では儉約令も審議されていた。¹²これを受けての発布となる。前々項と同様、この時徳政策として発布されたのは過差禁制のみと推断し立項する。

(13) 寛元四年九月十七日以前

『民』同日条裏書に「北山雅家頭中将御教書到来。五節真実及闕如。存別忠可構献」しとの文言があり、一字分の空白部には「且被下新制了。守儉約之儀」と記されている。「被下新制了」との表現から、禁制が発布されたと判断する。同年十一月二十二日に行われた五節を対象とするが、その規制内容は不明。

(14) 宝治二年（二二四八）年五月二日

(4) 項でも引用したが、『葉』同日条には院最勝講に際し「從僧昇南階置物具」くことについて、「一身持加物具、建保有嚴制、每事用略儀。今度可尋彼制之由、可相触之旨、兼仰綱所了。各守嚴制」との割注がある。「今度」の語に着目して、既述の建保五年制符の遵守を指示した法令の発布が認められる。また『公』正和四年五月二十三日条には、「後嵯峨法皇初度御願宝治二年始行之時被仰下云、僧衆行粧事、守建保五年嚴制每事可省略之由、以綱牒被相触之」との文言があり、参集する僧侶の衣裳に対する規制も定められていたことが明らかとなる。同日記はさらに続けて「証義者從僧二人・童一人、講師從僧一人・童一人、如此候。其後年々大略守此式候歟」とも記しており、僧侶の從僧数が定められたこと、さらに宝治二年以降では院最勝講の実施に際しては、本項の規定内容が基本とされていたことなどが判明する。

(15) 宝治二年十月二日

『宇治御幸記』同日条には、「来二十日宇治御幸供奉人装束・行粧可為先儉約之由被仰下」との文言がある。同

月二十日に予定されていた後嵯峨上皇の宇治行幸（翌二十一日に実施）に付き従う供奉人の衣裳に対する過差禁制を發布していた。

(16) 建長五（一二五三）年十二月三日

『経俊卿記』同日条によると、この日の院評定において「人々共人事」について、「然者今度可被定歟。人々有被申之旨、大臣前監四人」以下の記述があり、従者数が定められた。これは同月二十二日に行われた法勝寺阿弥陀堂供養に際しての行幸ための規制であった。²⁴⁾

(17) 文応元（一二六〇）年四月二十四日以前

『妙槐記』同日条は、賀茂祭の記事である。そこには「近日之法、上絁之時略单衣、人別事也。（中略）薄色指貫不著下袴上絁。騎馬之後指貫可萎□□□□着布下袴、其寸法常ノヨリハ短也。是堅固ノ今案也。扇無薄、依先年新制也」との記述がある。「先年新制」と対比して「近日之法」及び「今案」との語が使われていることから、賀茂祭に関する禁制が發布されていたと考える。衣裳規制は判明するが、詳細不詳。

(18) 同年十月二十五日

『民』同日条に、「五節過差以御教書可被止之事」とあり、翌月十四日に行われた五節における過差を停止していた。規制内容は不詳。

(19) 文永十一(一二七四)年十月二十二日以前

『勘』同日条には、「今度不被儲御棧敷。(中略)就儉約被略御棧敷歟。尤可然事也」との割注がある。「今度」の語が記されていることから、大嘗会御禊の行列を見物するに際しての舎屋に関する禁制が發布されていたと推定する。²¹⁾

(20) 建治二(一二七六)年七月二十四日以前

『勘』同日条は、前年摂政に就任した鷹司兼平の初度の平等院詣を伝える。記事中に「今度為無人煩、被先儉約、被止下袴。衛府人被略。童并布衣隨身等御逗留三二日間、可用布衣一具之由被定申」との記述がある。また「今度風流并如菊閑一向被停止了。尋常布衣也」との割注もみられる。史料中の「今度」の語より、衣裳及び風流に對する規制が發布されたと考える。²²⁾

(21) 弘安四(一二八二)年六月十三日

『勘』同月十四日条の祇園御霊会に関する記事中に、籠について「今度依制符被止之。衛府布衣隨身并籠等有沙汰、被停止畢。誠第一之儉約歟」との記述があり、文中の「今度」の語から發布が明らかとなる。この制符は、前日の十三日の院評定の場で制定されていた(『勘』同日条)。さらに法勝寺御八講の様子を伝える同日記七月六日条にも、「装束不可着楚々由、去月別被仰下。袍袖口可縮三寸、止引倍木、可着赤帷。是儉約之沙汰料。予殊所守制符也」との割注が付されている。とすれば本禁制は翌月に至っても効力を所持していたことになる。²³⁾

(22) 弘安六年二月一日

春日祭を伝える『勘』同月四日条に、「殿下仰云、上卿事昨今御心中思食寄了。今度被定儉約行粧之上者、不可有子細、其間事即有御沙汰」りとの記事があり、行粧に関する規制が發布されていた。また同日記十二日条には「可為恒例式之間、被定儉約之行粧、大臣前駈四人、納言⁽²²⁾三人、侍可召具人、不可過三人。僮僕不可着下袴。今日一日評定之次被定置」るとも記されており、一日に開かれた院評定の場合で制定されていたこと、さらに従類及び衣裳などを規定していたことが明らかとなる。また「可為恒例式」しとの文言に着目したい。本禁制を今後の基準としたいとの意志を感じさせるといえるのではなからうか。

(23) 弘安七年五月二十日以前

この日は内裏最勝講の初日であったが、『勘』同日条には「御所御簾等晴要須所々等替之。悉不被調改者也。是儉約之沙汰歟」との記述があり、資財雑具に関する規制が發布されていた。また「今年於事被行節儉。不可好花美、貫首已下五位・六位職事各令談義、令停止者也」との割注も付されている。「於事」の表現に着目すると、蔵人所関係者の「談義」により、この時同年中の行事全般に関わる過差規制が策定されていた可能性が⁽²³⁾残る。

(24) 弘安七年十一月十六日以前

同日に行われた五節後の殿上淵醉を伝える『勘』同日条には、「今度依制符被止織物・綾并練貫等不可有苦之由有其沙汰」りとの割注が記されており、五節の際の衣裳に関する制符が發布されていた。

(25) 弘安九年三月二十七日以前

『勘』同日条は、春日行幸に関する記事である。そこには「今度人々行粧為先儉約。当色已下单狩衣、諸衛隨身袴風流等被停止了」と記されている。さらに「今度别当僧正申子細之間、雖不載制符、用綾之条何事有哉、可在意之由被仰了」との割注もある。これらの記述から、行幸の衣裳などに対する過差禁制の発布は確実である。

(26) 永仁六(一二九八)年八月二十五日以降十月二十五日以前

『公』別記「即位大嘗会等記」同年十月二十五日条は、大嘗会御禊行幸を伝えるが、頭中将今出川兼季の下襲について「今度依制不着染装束」²⁵⁾との割注がある。ここに「今度」の語があり、大嘗会に際して衣裳に関する規制が行われていたと判断する。なお『続史愚抄』八月二十五日条には「於新院御所^(伏見上皇殿)、大嘗会御禊已下用途儉約条々有評定」²⁶⁾りとの記事があり、この日後伏見踐祚に伴う大嘗会御禊以下の用途に関する儉約令が検討されていた。

(27) 正安三(一三〇二)年三月

『園』貞和二(一二三六)年十二月二十三日条所収の中原師茂書状中の文言から、この月院宣が添えられて院文殿に制符を下したことが明らかとなる。なお貞和二年十二月には朝廷内で過差禁制の発布形式をどのようにするのか問題となっていたことから、過去の事例を示す資料としてこの書状が収載された。この故に本項もまた過差関係に限定された法令と判断したが、その内容は不詳。

(28) 正安三年十一月十九日以前

『実』同日条は、当日の殿上淵醉に参加していた吉田定房の名に「御綾織、織物今度制符」と注記している。この文言から五節に際し衣裳規制が發布されていたことが判明する。前項で触れたように、三月には制符を發布していたが、記事中の「今度」との文言から、五節を対象とした制符が、別途發布されていたと判断する。⁷⁷⁾

(29) 乾元元(一三〇二)年六月一日

同月八日に龜山上皇は常盤井泉殿へ行幸した。このことを伝える『実』同日条には「夏間連々可有 御幸。供御毎事可有撰約之沙汰之由、去一日被定下。仍今日守彼法、致沙汰之由、二位入道称之」^(高麗郡注)すとの記事がある。上皇の指示を受け、一日に開かれた院評定において、今後の行幸などを含めた規制が定められていたが、その内容は不詳。

(30) 乾元元年十二月二十一日以前

『実』同日条には、「今夜狩衣等事有其沙汰。可著薄物之由、別被載御教書。且制符事專可守建治・弘安沙汰之旨被定歟。仍守其法処、人々悉著練薄物。難治事也。」との記事がある。この制符では、「建治・弘安沙汰」を法源として衣裳規制が定められていた。なお建治・弘安年間の制符については未詳。

(31) 嘉元元年(一一三〇)年七月二十一日以前

龜山上皇の皇子の御行始を伝える『実』同日条に、記主三条実躬の子息公秀が献じた昭訓門院(藤原瑛子)の出車に關しての「今度略柿色、黒物見、白書千鳥、通文同、黒漆、付白棟通、色紙付雲、略伯」との記述に、「依制符也」との注記が付されている。さらには「今度人々僮僕可略如木之由、別嚴密有其沙汰之上」とも記される。「今度」の語から、衣裳・従類及び乗物などに関する法令が発布されたと判断する。

(32) 嘉元元年十月以降十二月以前

『実』翌二年正月五日条には、「凡不可著浮線綾練薄物之由、制符也。而近日動破此法。仍此御方事堅可守此制之由、去冬嚴密被仰下」との割注があることから、「去冬」に衣裳規制が再度定められていたと判断する。但し先行する制符は未詳²⁸⁾。

(33) 嘉元二年三月

『砂巖』は「嘉元二年三月制符口宣」として九ヶ条を収載するが、前欠文書のため本来の条数は不明。天変を契機に立法された新制であるが、全て過差禁制のため立項する。

(34) 徳治三(一一三〇)年三月二十五日

前項『砂巖』所収の「徳治三年^{檢約}制令^符」の「儉約条々」には、事書四一ヶ条が記されているが、末尾に位置す

る二ヶ条の飲酒に関する規定を除外すると、残りは全て過差規定となり、かつ「此外条々、固可守嘉元制^(符)」しとも記されており、過差法と判断する。なお史料中の嘉元制符（嘉元三年令）が新制本来の形式である事書・事実書という体裁を踏襲していたのに対して、本制符では事実書に相当すべき内容を一つ書きにするという異例の形式を取ったことにより条文数は多くなった。なぜこのような条文構成としたのか、その理由は不詳。

(35) 延慶二（一三〇九）年十月二十一日以前

花園天皇の大嘗会に際しての行幸を伝える『後伏見天皇御記』（『歴代宸記』所収）同日条には、「今度馬副大臣八人、大中納言六人、参議三位四人之由被定了」との頭注がある。「今度」との語から従類規制が発布されたと判断する。

(36) 延慶年間（一三〇八〜一一）四月十六日

『園』貞和二年十二月二十九日条は、「延慶被仰之趣、為後勘尋繼之」²³と記して、肥後守宛の平経親の書状を収載する。そこには、「儉約条々、堅可守正応五年制符。違犯之輩可及嚴密沙汰之由、被仰下候也」と記されている。「正応五年制符」の遵守を求めた制符の発布が確認できる。

(37) 正和四（一三一五）四月二十四日以降年五月三日以前

『公』同年五月二十三日条は、院最勝講初日の様相を記している。記事中に「兼日被下制符^(符)」との文言

内々被仰合可
然之人々賦

があり、「最勝講儉約条々」として衣裳や従僧数など五カ条が定められた。発布日推測の根拠は同日条収載の忠源僧正の四月二十四日付請文と、『福智院家古文書』一〇六号文書（「正和四年院最勝講記」）中の五カ条の規制内容を記した五月三日付九条光経の書状による。

(38) 正和四年十二月十三日以前

『中法資』補註27に収められた同日付「後伏見上皇院宣案」（成簀堂古文書）には、「儉約篇目注進之。条々殊守符旨、一々不可違越之由、各可被相触之旨、被 仰下之状如件」しとの文言がある。また翌日付の「新制廻文案」（同前文書）も同註に収載されており、院文殿衆十六名に回覧していたことが明らかとなる。⁸⁴⁾

(39) 正和五年十二月七日

前掲(27)項中の『園』所収の中原師茂書状により、この日院宣で制符が指示されていたことが明らかとなる。その内容は不詳であるが、(27)項と同様の理由により立項する。

(40) 元亨二(一三三二)年五月一日

『福智院家文書』八七号文書は、惣在序御房に宛てた後醍醐天皇諭旨案である。ここに、「最勝講証義者以下、固可守儉約。於違犯之輩、嚴密可有其沙汰。以此趣可被相触之由、被仰下之状、如件」しと記されている。最勝講の際の儉約を僧綱に指示していたが、具体的内容は不明である。

(41) 元亨二年十二月十四日以前

当日西園寺実兼百箇日の仏事が行われたが、このことを伝える『花園天皇宸記』同日条には、「今日経有制、不用莊嚴。(中略)思外不守御定、又不守制、用羅表紙玉紐也。今度式目、薄綵表紙、色紙、無薄料紙、螺鈿軸、但紐也。自余皆守此法。(中略)二条北政所錦被物等不被守此法也」との記事がある。「今日経有制」及び「今度式目」の語から、衣裳及び資財物具に関する規制が發布されたと判断する。

(42) 正慶元(一三三二)年六月

前掲(27)項中の『園』同日条所収の中原師茂書状により、この月制符が發布されていたことが判明する。³⁴⁾また同日記の貞和二年十二月二十一日条所収の宣旨には「諸人服飾并緇素徒類員数、及賀茂恒例臨時祭礼以下祭、儲以下過差停止事、宜守正慶符」と記されており、本項の規制内容の一部が判明する。

第二節 過差禁制の諸問題

(一)

鎌倉時代の新制では、既述したように、過差禁制が重要な位置を占めていた。そのため過差規制の全体像を明らかにするためには、両者における同種の規定を含めた分析が必要となる。しかしながら本節では、単行法令的な過差禁制に限定して考察を行うにとどめたい。必要に応じ新制に言及することとする。

さて前稿において平安時代の過差禁制を検討した際に、過差禁制も新制と同様、攘災Ⅱ徳政策という意味を持っていたこと、幾つかの特定儀式に集中して発布される傾向がみられること、またその儀式終了後には効力を喪失しがちであり時限的要素が強いこと、衣裳や従類数などの規制には身分を可視的に表現するという面があったこと、などを指摘した。³³⁾

これらの点を踏まえながら、鎌倉時代の過差禁制の概要を確認しておきたい（前節で取り上げた各禁制については煩雑を避けるため、原則として各項の数字で示す）。さて（1）項の文治三（一一八七）年と（2）項の建暦二（一二二二）年とは二十五年の空白があるように、³⁴⁾十年以上過差禁制の発布を確認できない場合が少なくない。ここには記録類の残存の影響を考慮しなければならないが、前節の幾つかの注記でも触れたように、その間においても禁令の適用事例が見えることを踏まえると、発布されていた可能性は十分ある。しかしながら傾向としては、寛喜年間以降徐々に増え始めたということは認められるだろう。特に十四世紀に入ると、過差禁令に限定した新制Ⅱ制符が一気に増加したこともあり、確認例が多くなる。

さて四十二項中九項は新制に分類される法令であり、これを除く三十三項が単行法令的な過差禁制となる。末尾の別表を参照すると、宝治二年の（14）項・（15）項にみるように、複数の法令が同一年中に発布されていたのが七分分十四法令となる。なかでも寛喜三（一二三二）年は、新制を加えると三法令が同一年となっている。この他に新制と同一年というのも四項あることからすると、前代と同様に、過差禁制の多くは基本的に特定行事を対象に発布されていたこと、各行事の終了後には効力を失うという時限的性格を持つ法であったといえよう。³⁵⁾

禁制の条項そのものが判明する法令は極めて少ない。最勝講に参加する僧侶への規制を示す（37）項はその数

少ない事例となる。この時法会に参加した廷臣に対しても、別途禁制が出されていた可能性は高いだろう。⁹⁶ また(11)項の五節所に宛てた六ヶ条の一つ書きを新制条文中にみるような事細かな規制と比較するならば、この時の法令全体を示しているとは必ずしもいえず、事実書に相当する部分が省略されていると思われる。このように単行法令的な過差禁制の場合、規定内容の詳細を明らかにすることは困難な場合が多い。この理由としては、(8)項の「内々」に「被仰下」との文言にみるように、禁制が行事の担当部署などの関係先に伝達されるという性格を持っていたことが考えられる(37項)も参照)。この故に当事者である参加者自身すら禁制の発布の有無やその内容を知らないという事態が生じたのであろう。

規制内容については、「はじめに」でも触れたように、行粧を含めた「衣裳」・物具などを指す「資財雜具」・員数規制を中心とした「従類」・「乗物」・造作に関する「舍屋」という、『勘』中の分類を借用してきた。別表を参照すると、この内前三者に関する禁制が圧倒的に多いということが指摘できる。乗物規制は、新制条文中でもしばしば規定されてきたが、過差禁制としては(31)項の一例のみ確認できる。また舍屋に相当するのは大嘗会に関する(19)項が棧敷を名指していた程度であるが、棧敷は祭礼や行幸の見物者のためにしばしば造られていたのであり、他の機会においても発布されていたことは十分考えられる。平安期と比較すると、纏頭規制を確認できないのが一つの特徴となる。前代と同様に纏頭自体は被物などとして、儀式終了時などに行われていたことに変わりはない。遠藤基郎氏は、平安時代の纏頭について「纏頭空間は、人的ネットワークを確認する交歓の場」と捉えた。⁹⁸ このような視点を生かしつつ、鎌倉期の様相に関しても検討せねばならないが、本稿では及ばない。

(11)

本項では規制対象について、検討を加えていきたい。発布契機となっていたのは、主に法会・祭礼・五節・行幸（行啓などを含む）・大嘗会となる。この内賀茂祭を中心とした祭礼と五節は、前代からの継承となる。そこで残る三行事に絞って触れる。

法会では特に院最勝講に関する禁制が目を引く。内裏最勝講は平安中期から行われていたが、『葉』宝治二（二四八）年五月二日条は、院最勝講が白河上皇の永久元（一一一三）年七月に始まり鳥羽上皇の時期にも行われたこと、後鳥羽上皇期の元久三（一二〇六）年以降になりほぼ毎年実施されるようになったと記している。このように鎌倉時代に入って定着した法会であった。前節でも触れたように、管見の限りでは（4）項の「建保五（二二七）年厳制」を嚆矢として、（14）項の宝治二年に制定された禁制が「其後年々守此式」として定式化し継承された。⁴⁰

次に行幸をみていきたい。石清水八幡宮及び賀茂神社への両社行幸に関する禁制は、（1）項の文治三年が一つの画期となった。そこでこの点について触れておきたい。既に（1）項でも引用したが、『玉葉』同年十一月二日条には、

但准五節・相撲之例、両社行幸之間、舞人已下当色不可改着之由、尤可被載歟。但此事無先例。仍先可奏事由者。親経申〔云々〕、先被仰合左大臣如何。余云、尤可然、先仰合一度可奏聞也。

との記事がある。摂政九条兼実はこの時、五節・相撲に「准」えて両社行幸においても衣裳に関する規制の実施を目指した。しかし先例がないことを懸念し、藤原親経に後白河上皇の承認を得るよう指示する。対して親経は

先に左大臣藤原経宗に相談することを提案していた。翌日の『玉葉』には、

召親経、遣左大臣第問両条事、一者、可被下新制之間事也。(中略)即帰来示大臣返答。新制事、問云、意見之中、過差事、且可被忿仰下。但先行幸以前、衛府所従可被減事并両社行幸供奉之輩、所従不可着装束事、尤可被忿仰下也。而於相撲・五節者載旧符、是依為例事歟。於両社行幸者、未見先符如何。被申云、為人尤要須也。

との記述がある。親経は経宗に面会し、その問答の内容を兼実⁽⁴¹⁾に伝えた。この記事中で注目したいのは、兼実の意図を代弁し親経が相撲・五節は「旧符」に載せられ「例事」となってきたのに対して、両社行幸は「未見先符如何」と質問していたことである。ここからは新制を含めそれまでの過差禁制においては、行幸を明示した規制をしてこなかったことが示されている⁽⁴²⁾。しかし(1)項で確認したように、結局はこの時行幸を対象とする過差禁制を發布したことが、鎌倉期を通して継承されていくきっかけとなった⁽⁴³⁾。もう一点当時朝政を主導していた兼実にして、先例にない規制を新たに定めるためには、後白河上皇や左大臣藤原経宗等の廷臣との折衝を必要としていたことに留意したい。過差禁制に新規の条項を加えることの困難さ、逆にいえば「例事」の語で表わされるような法の硬直化の要因となったであろう。

大嘗会(祭)の検討に移ろう。大嘗会は大祀に位置付けられ、伊勢神宮の造神宮役夫工米や造内裏役とともに、その費用が諸国にも割り当てられていたことから明白なように、朝廷にとっては天皇踐祚に伴う最も大きな行事であった。大嘗会を対象とした禁制は、(19)項の後宇多天皇、(26)項の後伏見天皇、そして(35)項の花園天皇踐祚の時に制定されていたことを確認した。そのような動き自体は他の天皇の時にもみられる。そこで即位順

に寛元四（一二四六）年の後深草天皇からみていきたい。

同天皇即位に伴う大嘗会については、その半年ほど前となる『葉』寛元四年五月十三日条に「大嘗会儉約議定事、条々有仰」りとの記事があり、五月十八日にも「儉約議定」を開こうとしていた（同日記同日条。但しこの日は延期となり、「以状可被問之」と意見を徴した）。さらに『民』同月二十三日条は後嵯峨上皇から儉約に関する勅問があったことを伝える。管見の限りでは発令を直接示す史料を見出せず立項は避けたが、過差禁制が儉約という側面があることを考慮するならば、五月以降の議定を受け法令が発布されていた蓋然性は高いだろう。文応元（一二六〇）年に行われた龜山天皇の時については、このような動きを確認できなかった。

次に正応元（一二八八）年十一月二十二日に大嘗会が行われた伏見天皇をみていこう。『勅』同年九月二十一日条に、「今日有評定。御禊行幸、官藏人方儉約沙汰等也。奉行職事頼藤・弁仲兼朝臣等、持参用途帳、於御前讀申。無要御物等可被略之趣也。大夫史顯衡祇候、有御問答歟。」との記事があり、院評定において御禊行幸に関する儉約沙汰が話し合われていた。その後の動きは確かめられず発布に至ったかに関しては不明であるが、この時儉約＝過差禁止の方針が打ち出されていたことは認められるだろう。

さらに（26）項に示した永仁六（一二九八）年十月に行われた後伏見天皇の場合をもう少し検討しておきたい。同項でも触れたように、同年八月には後伏見即位に伴う大嘗会御禊などに関する儉約令が議題となり、最終的に少なくとも衣裳規制が発令されていた。その他にも過差に関連する事柄がある。十月十二日夜に即位礼奉行のため太政官庁に行幸したが、それは「今度依儉約之儀、被止白昼之儀為夜陰」りが理由であった（『公』同日条）。また翌日に行われた御禊に先んじての太政官庁での即位式について同日記十三日条は、「去夜自二条高倉皇居行幸

朝所後房。是依儉約之沙汰。為無人煩、今度可為前夜之由議定云々」と伝えており、あえて夜間の行幸を行っていたのである。ここにも儉約という意識を見い出せる。

このように大嘗会に際しては、龜山天皇の即位時を除くと、後深草天皇以降常に儉約沙汰が問題とされてきたのである。ここには朝廷の深刻な財源不足が背景にあった。後深草天皇の大嘗会は寛元四年十一月二十四日に行われたが、その翌日条の『葉』によると担当者から後嵯峨上皇に「用途不足」の申し入れがあったという。実際に「節会間、樂人装束以下闕如」し、調度類は省略したり前回の道具を使用していた。この時未済の国が複数あり、また幕府もまた朝廷からの要請があったにも関わらず「不進之」ずという状態であった。⁽⁴⁴⁾

財源不足の深刻化は、時代が下るにつれ益々進行したのである。これが大嘗会のたびに儉約沙汰が評議される主たる要因であろうことは論を待たない。ただ本稿がこの儉約を過差禁制の中に置こうとしているのは単なる節約とは異なる面に注目したいからである。遠藤基郎氏は平安時代の過差禁制令について、「儉約は、それ自体すでに君主の要件」であり、「君主の徳としての儉約」と指摘していた。⁽⁴⁵⁾この視点は、ここまでも論じてきたように、鎌倉時代にも継承していた。例えば『葉』寛元四年十一月二十五日条にも、「役夫^(工)公計会之間、氏愁難^(民)休歎。仍万事随儉約」との文言がある。⁽⁴⁷⁾この記事からは、撫民策として儉約という意識を窺うことができるだろう。従って史料の確認が困難ではあるが、大嘗会に際しては(26)項にみたように、必ずや衣裳や従類などについても規定していたと思われる。

(三)

ここでは過差禁制の執行に関わる問題を検討する。鎌倉時代に入っても、前代と同様に、過差は盛行していた。『明月記』嘉祿三(一二二七)年四月四日条には、

参前殿。牛童車副装束、祭以前衣一領単衣一領単衣敷、可着帷敷。建久四五六年御賀茂詣、牛童着衣重帷由、兼時申之。予申常儀祭比衣單衣着敷。建久二年新制、舍人牛童被止単衣、仍着帷候敷。無殊新制者、単衣可宜敷。御斟酌又同。仍被用単衣。

との記事がある。賀茂祭に際しての牛童の着衣について九条道家からの諮問に答え、源兼時は建久四(一一九三)年から六年までの例をもとに帷の着用を提案した。対して藤原定家は、その着衣は建久二年新制の規定に基づくものであって、この度は新制が發布されていない、即ち法的な規制がないことから、奢侈の対象となるはずの単衣でよいと主張し、道家に認められていた。ここからは過差禁制が發布されない場合についての、定家は勿論、元摂政にして朝廷の実力者道家の過差に対する見方を知る⁴⁸ことができるであろう。『花園天皇宸記』元亨四(一一三二四)年四月十八日条で花園上皇は石清水・賀茂行幸について、「今度両社行幸無制符。仍上下着綾羅錦繡、忘儉素事奢侈」との感慨を洩らしていた。この時代の後期に至っても奢侈に流れていた実情が示されるとともに、制符⁴⁹の過差禁制への期待感も感じさせる。では禁制が發布されたならば、その規制は守られたのであろうか。

『実』嘉元二(一二三〇四)年五月二十九日条には新日吉社小五月会追行の記事がある。その同日条中に記主三条実躬の子息公秀が着用した布衣に割注があり、「近日厳制。雖申請、無御免。仍守制符如此」⁵⁰と記されている。「近日厳制」とは嘉元二年制符を指すと思われるが、「雖申請、無御免」との文言に着目したい。実躬はこの行事を

前に後宇多上皇に公秀に關し制符の適用除外を願ひ出たものの、その許可が得られなかったことを示唆しているように思われる。平安時代と同様に、治天の君による規制対象者に対しての恣意的な運用があり得たことを示す例となろう。⁽⁴⁹⁾

また『実』乾元元（一二三〇）年十二月二十一日条には、（30）項で引用した記事に続けて「然而伺 法皇御方 叡慮処、可為如此之由、先日被仰下之間、忠氏・公秀如此用了。於以後者、猶可為難治事歟」と記されている。実躬は發布された禁制が当日すら守られなかったこと、龜山法皇の強い意志にも関わらず以後の遵守は「難治」と指摘していた。さらにこの点を賀茂祭の様子を伝える『妙槐記』文応元（一二六〇）年四月二十四日条でみてみよう。記主花山院諸継は、この日の記事の割注に「近年人々皆破新制、富有之故歟。於予者深守新制、（中略）予依有所存好儉約」むと記し、過差の横行に皮肉な眼差しを向けていた。朝廷も禁制違反者をしばしば処罰したが、これを止めることは難しかったはずである。

そのようななかで龜山上皇は過差に厳しい姿勢を示した。前述の『実』の記述にも上皇の意志は表れているが、他にも幾つかのエピソードが残されている。例えば、（21）項で触れた『勘』弘安四（一二八二）年六月十三日条には、禁制制定の場において「両貫首首裾於御前被切棄之。緯已為嚴密」りとの記事がある。藏人頭二人は龜山の御前で「首裾」を切り落とされていた。同じく（21）項に関わる『勘』同年七月六日条は、龜山の法勝寺御八講への出席のために、公卿等が参院したことを伝える。ここには、

人々漸參進。^(兼)宗親朝臣・俊定早參、備叡覽之処、装束猶不打梨、如木太不可然之由、有勅定。再三預突鼻云々。其後供奉人皆參之処、以奉行人被仰下云、装束守^(後)制符猶有如木之輩、兼日面々被仰下之処、猶違犯太不可然。^(マ)

儘可着改之由、一同有其沙汰。其後被^又仰下云、於存如木之由輩者、可止供奉。更不可^{御事}闕、再三被仰之処、猶違犯。心操被察思食^之□由、嚴密被仰下、及御逆鱗。尤謹慎之外無他也^者。

と記されている。龜山は、制符が遵守されていないことを厳しく叱責し、処罰として違反者の供奉を停止した。同項の注記でも触れたように、当時朝廷内は蒙古襲来の報を受け緊張感が非常に高まっていた。この影響が作用したこともあるが、「緯已為嚴密」や「再三預突鼻」・「及御逆鱗」などの文言からは、過差停止に対する龜山上皇の強い決意を汲み取ることができるであろう。

また龜山院政のもとでは公事用途自体にも儉約の観点に立った再検討が進められていた。『勘』弘安七年十月十六日条には、

次一年中公事用途過分事、有御沙汰。^(藤原経任)帥卿・^(藤原頼親)民部卿・^(藤原頼朝)二条前中納言三人祇候。頭卿・^(藤原公致)頭中将・^(定光)職事三人^(先)等^(先)同祇候。出納小舍人等皆參。元三替物已下、一年中公事用途帳一卷注進。就之重々被勘定。今日^(先)五節^(先)頭卿・^(先)臨時祭祭頭中等。此二二条大略治定云々。

との記述がある。正月からの年間行事の節約を進めていくために、公事用途帳に基づき「勘定」し、これを基礎に行事ごとの用途を定めようとしていた。記事中で取りあげられている五節と臨時祭は翌月に予定されたことによるものか、この場で担当者を決めていた。ここにとどまらず、(24)項で取り上げたように五節を対象とした過差禁制を發布してもいた。⁵²⁾このように龜山院政下では、儉約に取り組むとともに、新制や過差禁制をしばしば發布していた。さらにはその執行体制を整え、違反者に対する厳しい処罰も行っていたのである。⁵³⁾

本節の最後に、過差禁制と幕府御家人との関わりについて、私見を述べておきたい。嘉元二年三月には、(33)

項の嘉元二年令が發布される。そして翌四月十五日に賀茂祭が行われた。これを伝える『実』同日条により、同法令の適用事例を幾つか確認できる。その中で注目したいのが検非違使に関する記事である。この制符を収載する『中法資』四八〇条の事実書によると、検非違使下部の装束は「付物種々風流停止之」以下を禁止していた。しかしながら同日記には、「各下部装束・付物等守制符。関東検非違使等非此限、金銀布絹之類多付之。而景国又如此。不可然之由、有其沙汰」りと記されている。記事中では五位尉として五名の名を挙げつつ、その中の二階堂忠貞・二階堂貞藤・宇佐美祐行という三名の幕府有力者の過差については、「非此限」ずとしている。この記事に関する『大日本古記録』の標出は、「幕府検非違使装束二就イテ制符ヲ守ラズ」とし、違反行為と理解したようである。しかし彼ら幕府関係者は規制の対象外と解釈する余地が残されているように思われる。というのは続く「而景国又如此。不可然之由、有其沙汰」りという記述を参看したい。朝廷関係者の多くが禁制を遵守したなかで、六位尉平景国は違反行為を行ったことにより、その後の経過は不明ではあるが、処罰されている。

制符違反ということになれば、幕府関係者であっても処罰対象となりえたのではなからうか。なぜならこの日の彼らは、あくまでも五位尉就任者として行列に参加していたはずである。⁵⁵ここからは朝廷が發布した制符⁵⁶通過禁制の対象は、それぞれの法令に明記された朝廷（場合によっては僧侶なども含め）関係者に限定していた可能性を考慮すべきではなからうか。管見の限りでは僅か一例にとどまるのであり、これを敷衍できるのかについては課題を残すが、朝廷と幕府との関係を考えるうえでも見逃せない問題の一つといえるのではなからうか。

おわりに

第一節において、鎌倉時代に朝廷が発布し続けた過差禁制の析出を行った。その結果、新制を含め四十二法令の存在を指摘した。しかしながら、不十分なものとどまっておき、今後も蓄積していく必要性を痛感している。また第二節では、前節を踏まえつつ、同法令からくみ取れる諸側面に言及しようとした。この点においても、また未解明なところを多々残してしまった。このように多くの課題を抱えたままではあるが、ここに擱筆することにした。

【注】

- (1) 新制については、水戸部正男氏『公家新制の研究』（創文社、一九六一年）、稲葉伸道氏「新制の研究」（『史学雑誌』九六編一号所収、一九八七年）、及び拙著『中世公武新制の研究』（吉川弘文館、二〇〇八年）第一部など参照。
なお本稿では、各新制に言及するにあたっては、原則として「発布年＋令」をもって表記する。
- (2) 前掲注(1)拙著第一部第一章（初出は一九九二年）参照。
- (3) 下郡剛氏「後白河院政の研究」（吉川弘文館、一九九九年）所収の「付論」及び同氏「後白河院政期新制の条文復元」（『日本歴史』六二二号、二〇〇〇年）など参照。
- (4) 遠藤基郎氏「過差の権力論（服藤早苗氏編『王朝の権力と表象』所収、森話社、一九九八年）は、平安時代の過差及びその禁制の歴史の意義を明らかにした。

- (5) 前掲拙著第一部末尾の別表2参照。
- (6) 過差規制を『勘』に基づき五分類した理由を説明しておきたい。同書同月二十一日条には院評定において「去年制符固可守之由有沙汰」りと伝え、前年発令された弘安八年令遵守の方針が改めて打ち出され、その執行のために「制符奉行」が任命されていた。即ちこの分類は、「制符」＝弘安八年令中の過差関係条文に合わせた分担を示すと考えられる。この条文自体は不詳ではあるが、過差禁制の分類の基本を表すと判断し採用した。
- (7) 例えば『葉』寛元四（一二四六）年五月十三日条など。
- (8) 佐藤進一氏他編『中世法制史料集』第六卷（岩波書店。なお以下『中法資』と略称）所収。
- (9) 日付は、下郡氏前掲注(3)論文に従う。
- (10) この意見封事については、奥田環氏「九条兼実と意見封事」（『川村学園女子大学研究紀要』一号、一九九〇年）参照。
- (11) 『玉葉』文治二年十月二十九日条参照。
- (12) 例えば本文中の「舞人已下当色不可改着」事や「衛府所従可被減事并両社行幸供奉之輩、所従不可着装束事」（『玉葉』同月三日条）という、衣裳や従類員数に関する条文が想定される。
- ここで「文治三年新制」に触れておきたい。『玉葉』同年十二月二日条には、兼実が親経に「新制之間事等也（註）」を仰せたとの記述がある。この記事に依拠し、七ヶ条の新制がこの日発布されたと理解してきた。しかしながら文言中の「事等」の語が気になるところである。というのは、この記事は新制を含めた（或いは新制に関連した）七項目を親経に伝えたとして解する余地が残されているように思われるからである。そこで本項の過差禁制と文治三年令との関連について若干検討を加えておきたい。

新制の語は、行幸後の『玉葉』同年十一月九日条・二十九日条に言及されており、さらに三十日条によると新制に關する議定も行われていた。本項中で触れたように、十一月四日に行幸時を含めた過差禁制を發布していたことは確實である。しかしその後も審議が続けられていたことをどう解釈すべきであろうか（下郡氏は前掲注(3)論文において、禁制中の文言の修正に關連する記事と解した）。まずは同日記の同月三日条の「意見之中、過差事、且可被念仰下。但先行幸以前、衛府所従可被減事并兩社行幸供奉之輩、所従不可着裝束事、尤可被念仰下也」との記事に着目したい。意見状には様々な提案が記されていたと推測しうるが、その中から過差關係に絞ってまずは手を付けようとしていたこと、なかでも間近に迫っていた行幸の際の過差規制を優先し、「念」ぎ定めることにしたことが窺える。そしてこの行事の終了後になって、再び意見状に基づく過差法を中心とする新制の策定作業が継続されたと推測する。即ちこの年には、本項で触れた過差禁制と、別途文治三年新制が發布されていたと考えたい。新制を含め同年中に過差關係の禁令が複数發布されるのは珍しいことではないからである（第二節参照）。

ところで下郡氏は、翌文治四年の過差規制の適用例に検討を加え、本項の法令として裝束過差禁止・賀茂祭過差禁止・従者員數過差禁止という三項目の存在を指摘していた（同氏前掲注(3)論文及び同注著書所収の「付論」参照）。これらの内容をみると、行幸とは直接關わりのない規制も含まれていたことになり、かつ前述の文治三年令の制定過程の検討を踏まえるならば、この三項目の制定時期については、本項の日付十一月四日なのか或いは十二月前半とすべきなのか、二つの可能性があるといえよう。

なお永井英治氏はこの新制の条文として、過差禁止条文のほかにも、利息制限条項・殺生禁断条項の存在を指摘した（同氏「鎌倉前期の公家訴訟制度」、『年報 中世史研究』十五号、一九九〇年）。とするならばこの新制は過差規制

のみといえなくなるのであり、本稿の対象からは外した。

建久年間における過差規制の適用事例としては、『玉葉』建久六（一一九五）年一月十八日条・同年九月二日条・同七年三月二日条及び『明月記』（国書刊行会）同九年二月十四日などがあげられる。建久二年三月二十八日付宣旨（以下建久Ⅱ令と略称）に依拠したとすべきか、或いは別途個別過差禁制の発布を想定すべきか不詳である。仮りに前者とすれば、他の新制と比較して異例ともいえる七年後に至っても有効性を保っていたことになる。

- (13) 以上『玉葉』（今川文雄氏校訂、思文閣出版）当該日条参照。なお同日記同年三月十四日条の院最勝講初日の記事中の「著束帯」の語には「依新制不著如衣、装束如直衣也」との注記が付されている。本文中で触れた建暦二年令に先行した日付となることから、同新制とは異なる法令の発布とみるか、或いは先んじての適用事例とすべきなのか、判断できない。よって参考として注記する。

渡邊正男氏「鞆鞆可有程品事」（『年報 中世史研究』二九号、二〇〇四年）は、承元五（一一二一）年閏正月二十一日に定められた蹴鞆で使用される鞆に関する規定が「新制」と称されていたことを指摘した。この新制の語をどのように考えるべきか、同氏も検討を加えているが、過差禁制という視点も加えるのではなからうか。

- (14) 以上『野槐服飾抄』（『続群書類従』一一輯下所収、続群書類従刊行会）中の「女院春日御幸」参照。この記事は本文中の公継の日記による。

- (15) 『明月記』同三年一月一日条中の「紫匂衣（割中略）、紅単衣・紅打山吹表襲・萌木唐衣」の記事に、「去年新制元三可著一具」しとの割注が付されており、前年中にこの年の正月を対象とした衣裳規制が発布されていた可能性がある。

- (16) 以上『民』それぞれ当該日条所収。同日記十六日・十八両日条にも関連記事がある。ここで注目すべきは、十四日

条所収の繪旨中の「近日依飢饉事、所有儉約之沙汰也」との文言である。前年から続く寛喜の飢饉を強く意識した禁制と考えられる。この年十一月三日には新制（寛喜三年令）が發布されていた。その制定作業は同年五月三日の九条道家郎での「内々評定」を史料の初見とし、同月十二日以降動きが本格化した（『民』それぞれ当該日条参照）。本項は、新制審議中の發布となり、この意味で先行する形で發布された可能性がある。但し本項中の「從僧童子員數」における規制内容は、同新制一五条とは異なる。

(17) 前掲注(1)稲葉論文参照。

(18) 同じく前掲注(1)稲葉論文参照。

(19) 『歴代残闕日記 十五冊』（臨川書店）所収。ここは、『花山院通雅公記』をもとにしている。なお同日記は七月のこととするが、『大日本史料』網文の同年十月二十一日条に従う。

(20) 本項に関連するものに、『経俊卿記』翌日条の「昨日沙汰未落□□」^{（原巻）}との記事があり、「人々僮僕事」が奏聞されていた。

また同年には先んじて七月に建長五年令が發布されていた。同新制中に過差関係条文が規定されていたことは、『今出川相国記』（仙洞移徒部類記）上巻所収）同年八月二十八日条の「鞍」の語に「新制造楚鞞」との割注が付されていることから確実である。但し本項との関連は未詳。

(21) 『新抄』（『続史籍集覧』第一冊所収、臨川書店）文永二年十二月二十六日条には「仙洞御評定。修徳政可消彗星之災。撫民儉約事」とあり、翌日条にも「撫民儉約事。可進意見之由□□□□仰云々」との記事がある。禁制の發布にまで至ったかについては他に所見なく不明なため、参考として注記する。

〔22〕『勘』同年十二月二十二日条には、啓仁親王の御行始に関わる記事があり、雑色の割注に「各不着下袴。今度別仰也」と記されている。「今度」以下に着目すると、禁制が發布されていたかに思われるため、注記する。

〔23〕本稿では、過差禁制は本来的に時限的な性格を持つとの視点に基づき立論している。しかるに本項は二行事に適用されていたこととなり、矛盾を生じかねないものとなる。そこでこの点に若干の検討を加えたい。先に結論を述べれば、本項は徳政策としての法令即ち過差法のみで構成された新制として発布された可能性を考えている。本文中で触れたように、祭礼である祇園御霊会と法会に適用されていたのであり、対象となった行事の性格は異なっている。且つ前者では行列における籠の停止、後者では装束の規制というように、規制内容にも相違があり、この法令は多様な行事への対応を意図していたと思われる。

また制定過程についていえば、『勘』同月九日条に「儉約制符議定」が行われたとの記事があり、次いで本文中で触れた十三日の「院評定儉約御沙汰」において禁令は制定された。記録類に記される「制符議定」の語は新制の審議を示すことが多いことも指摘できる（後掲注〔25〕も参照）。さらに想起したいのが、この頃の情勢である。朝廷は元来襲への危機感から、前年よりしばしば異国降伏を祈禱してきた。そしてこの年六月一日に来襲の報告が京都に伝わり、これを受け四日に祈禱が行われ（以上『勘』当該日条参照）、さらに十八日以降は連日続けることにした（『勘』六月十四日条参照）。このように朝廷は緊張感に包まれるなかで本項を制定していたのである。とするならば、この法は、単行法令的な過差禁制というよりも、「攘夷」を意図した徳政策の一つとしての新制と捉えるべきではなからうか。『勘』同月三日条には、一日の急報を受けて「依異国事、被行評定」との記事がある。想像をたくましくすれば、この場において慌しく対応策を審議し、御祈などとともに新制策定の方針を打ち出したと考えてみたい。元軍撤退後の閏七

月十七日付宣旨では、「今月朔日暴風上波、是則神鑑之庇護也。賊船定漂没歟。然間弥施栗陸之德化、猶仰藍谷之冥助」
 ぐと記されているように、その後についても徳化＝徳政の展開を誓っていた。さらには前述の『勘』六月十三日条及び七月六日条は、ともに亀山上皇により厳しい処罰が行われていたことを伝える（次節三も参照）。また六月十四日条には「誠第一之儉約歟」との記主勘解由小路兼仲の感慨も記されていた。これらには徳政の実行に対する天啓への期待が表されていたといえるのではあるまいか。

時期は溯るが、弘安元年五月七日に予定されていた院最勝講の証義兼講師の請文を提出した東大寺僧宗性への参議某の返書が残されている（同年四月二十七日付「参議某書状案」、東大寺所蔵慈恩会精義用意抄第一裏文書、竹内理三氏編『鎌倉遺文』、東京堂出版、一三〇三三号所収）。ここには「行粧事、先日且不定申了。可守制符之由、定被仰下歟」との文言があり、院最勝講当日には間に合うよう禁制の制定作業を進めていたようであるが、発布に至ったかは不明瞭であり注記にとどめる。同年の最勝講は、石清水八幡宮や日吉神社の神輿の入洛などによる混乱のためか延期となり、十月になって行われた（以上『一代要記』、『改定 史籍集覧』第一冊、臨川書店、参照）。

- (24) 本項の一月後となる中御門経任の日記『経任卿記』（『歴代残闕日記』第十五冊所収）弘安六年三月十五日条は、石清水八幡宮の臨時祭に関する記事である。ここに随身の衣裳や雑色員数について、「依新制」・「有制符」との文言が記されている。この両語は、本項を指すのか、或いは別途の法令か、さらには本文中の「恒例式」との関連を考慮すべきなのかも含め、詳らかにできない。

- (25) 『勘』同年閏四月二十一日条の「儉約事可有御沙汰」しとの記事が関連する可能性もある。

- (26) 『勘』永仁二年正月二十四日条には、「今日有制符議定、可被載之編目等、今日被治定。執柄相国（定被治定）（請奉也）已下参仕云々。

仰詞俊光朝臣可染筆云々」との記事がある。前年十二月から続けられた制符の制定作業がこの日終了していた。しかしながら過差法に限定できるか不明のため、注記するにとどめる。

(27) 『吉統記』同月二十七日条には「殿下五節所、内々被出櫛云々。櫛停止之後殊為珍」すとの記述がある。この記事を参照すると、資財雑具規制が同時に定められていた可能性もある。

(28) この規制は、(30)項と類似しているが、その関連は不明。なお「実」同日条は、制符を破った源光忠が処罰されたことを伝える。

(29) 「正応五年制符」とは、正応五年七月一日に発布された新制（正応五年令）と推測される。『中法史』補註(25)は、この書状を制符発布時の「添状案文」と指摘している。

(30) 『中法資』五三三―三八条は前欠・後欠の文書（「成簀堂古文書」）であるが、この制符の篇目の一部となる。『園』貞和二年十二月二十三日条所収の中原師茂書状も参照。

(31) 『統史愚抄』正慶元年四月二十七日条には、「於常盤井殿所院、有徳政評定。関白藤司冬教已下上達部五人参仕。可被用正応正和制符旨治定」すとの記述がある。この記事によると、同日の院評定において、正応と正和の制符を法源として発布されていたことになる。

ここで問題となるのは、本項と右記史料との関連であろう。二ヶ月足らずの間に立て続けに制符が発布されていたことになるからである。また『花園天皇宸記』同年五月十一日条には、「評定如例、有儉約沙汰」りと記されており、儉約令を議題とした評定が両法令との間に位置する五月にも依然開かれていたかのようである。別途の法とみるか、将又四月以降も審議が継続され六月に至って結着し制定されたとすべきか、両様の考え方がありうる。私見は、一旦

は正応・正和の制符の再施行を決めたが、その後理由は不明だが、審議は継続され、結局六月に至り発令されたとみられる。本文中で触れた『園太暦』中の書状も六月の法令のみ触れていたことはその傍証となろう。

(32) 前掲注(1)拙著第一章第一節参照。

(33) 但し(1)項と(2)項との中間となる建久二(一一九二)年には新制が發布されていた。

(34) (16)項と建長五年令、(27)項と(28)項、(37)項と(38)項、(40)項と(41)項である。なお(16)項は行幸(37)項と(40)項は院最勝講をそれぞれ対象としていたが、この二つの行事については新制の条文として規定されることが極めて少ないことから(後掲注(36)参照)、同一一年中に法令が別途発令されること自体はうなずけるところである。しかしながら(28)項は早くから新制中で規制されてきた五節に関する禁制となる。但し同年の新制条文は過差法なのは確実であるが、その内容は不詳。新制が三月、過差禁制が十一月という発布時期の差や新制の有効性の問題などを想定しうるが、これ以上は触れえない。

(35) しかしながら全ての過差禁制が一行事のみを対象としていたわけではない。例えば(21)項は翌月の法会に際しても効力を有していた。但しこの法については前掲注(23)でも論じたように、新制の可能性を残す。また(30)項も、その後の規制を視野に入れていた可能性がある。

(36) 最勝講については新制の事実書中に記されることがあった。例えば建久Ⅱ令一条の「可礼定上下諸人衣服員數并服飾過差事」中には、「元三反最勝講間、后宮打出不可改替、以一具可用之」しとの事実書がある。この規定は文永十年令まで確認できる。但し本節の二で論ずるが、建久Ⅱ令段階は内裏での最勝講を指すとみられる。その後の新制条文については、内裏・院さらには両方という三通りを想定しうるが不詳とせざるをえない。

(37) (6) 項参照。また弘安元年閏十月二十日「宗守書状某勘返状」(「東寺百合外」、『鎌倉遺文』一三三三二号所収)に、「又為大帷候歟」に「為新制者、大帷候歟」との傍書が記されている。さらに『実』嘉元二年十月条紙背文書「15ウ」などにも参照。

(38) 遠藤氏前掲注(4)論文参照。

(39) なお前代に多かった相撲節会に対する規制は、この節会自体が承安四(一一七四)年をもって廃絶したことにより、鎌倉中期以降になり消失した(吉田早苗氏「『中右記部類』と相撲」、『東京大学史料編纂所研究紀要』八号、一九九八年、参照)。

(40) 前出の『公』正和四年五月二十三日条参照。なお『葉』宝治元年三月十一日条には記主葉室定嗣が提出した「夏間藏人方恒例公事用途事」が記載されている。夏期の朝廷の主要行事として、四月一日鋪設・賀茂祭・最勝講という三行事を記している。

(41) 石清水・賀茂の行幸については「未見先符」ずとされているが、前掲注(1)拙著第一部第一章三三頁で触れたように、永久二(一一一四)年九月二十八日には両社への行幸に際して衣裳規制が發布されていた。その他にも行幸の際の過差禁令は存在する(同右拙著第一部別表参照)。このように両社行幸を対象とした規制は過去にも行われていた。にも関わらずここでの兼実・親経の懸念が、行幸を名指した規制を新たに制定することなのか、それとも条文の内容自体を問題としているのか、分かりにくい点が残るが、本文中では前者と判断し記述した。

鎌倉時代の新制には、行幸を名指した条文自体ない。仮にその種行事にも適用しようとした場合には、衣裳や従類などの過差関係条文を援用しての規制となったであろう。

- (42) 次なる石清水八幡宮及び賀茂神社への両社行幸は間を置いた建久七年に行われた(『玉葉』同年十月二十五日条及び十一月五日条それぞれ参照)。
- (43) 時をほぼ同じくした五節には禁令が發布されていた(〔18〕項参照)。即ち十四日に五節、十六日には大嘗会がそれぞれ行われていたのであり、両行事の日程は近接していた。これが後者に関する禁制發布を分かりにくくしているとも考えられる。この時期の日記『経俊卿記』には、大嘗会について豊富な記事を載せるが、儉約や過差関係の記述はみられない。
- (44) 以上『葉』寛元四年十一月二十五日条参照。また『勘』正応元年九月二五日条にも、「御禊行幸官方用途于今無其足之間、行事弁所奏聞也」との記事がある。
- (45) 鎌倉時代における朝廷の公事用途の調達に関わる諸問題については、本郷恵子氏『中世公家政権の研究』(東京大学出版会、一九九八年)第二部第一章など参照。
- (46) 遠藤氏前掲注(4)論文参照。
- (47) また新制の制定に際してではあるが『新抄』中には「撫民儉約」との言葉も記されていた(前掲注(9)参照)。
- (48) ここで過差禁制及び新制における撰関・撰関家の位置付けについて確認しておきたい。但し過差規制においては、既述したようにその内容自体が判明する法令が乏しいため、新制に限定し触れる。新制中では「執柄」又は「執柄家」として、建久Ⅱ令の一五条、寛喜三年令に五条項(二一条に二カ所及び一五・一六・一八各条)、文永十年令に二カ条(九・一一各条)、そして嘉元二年令に一カ条(『中法實』四七九条)という計九条項に記されている。大臣以下がしばしば言及されていることと比較して、規制対象者となること自体はるかに少ないことをまずは指摘できる。さらにそ

の内訳をみていくと、文永十年令のニカ所はともに「法親王并執柄子息」を対象として、撰関家出身の出家者を法親王と同列に置く。嘉元二年令は親王と執柄息をほぼ並列にし、「凡人」と対比する。残る六例中五例は、執柄家と院宮とを対等にした規定となっている。例外となるのが寛喜三年令一条の「掛員数」項の「晴供奉日」についてである。ここでは「執柄家大臣大将」以下の牛飼・雑色などに単衣を認めるとするが、その従者に関する規定にとどまる（本文中の道家の牛童についての諮問もまさにこの点に関わるものであった）。このようにみえてくると、新制における撰関家は、院宮と同レベルの身分として遇されており、原則として過差規制の対象外の存在であったといえるのであるまいか。

なお『桃花薬葉』（『群書類従』二十七輯所収、続群書類従刊行会）の「裾」項において、一条兼良は「長は代々の制符不同也。但近代撰家に用是分は、納言以前八尺、大臣一丈、関白時一丈二尺計也。大概かくのごとし。又時にしたがつあべし」とする。兼良は「代々の制符」に規定ありとするが、前述のように、新制中で確認することはできない。また三条西実隆も『装束抄』（『群書類従』八輯所収）で『桃花薬葉』と同様の内容を記しつつ、さらに「是後堀河院ノ制符ナリ」と指摘する。後堀河期の新制としては、嘉禄元年令（一二二五年）と寛喜三年令が知られる。しかしながら後者の一条では「大臣八尺」以下を定めるが、撰家に関する規定はない。前者についていえば、裾制を定めていたはずの八条の事実書は史料的不確実がでない（水戸部氏前掲注(1)書参照）。撰関家もまた新制中で規制されていたとする両書の記述をどのように捉えるべきなのか、後考を待ちたい。

(49) 平安時代におけるこのような例については、遠藤氏前掲注(4)論文参照。

(50) 例えば(33)項参照。また『勘』弘安九年十二月二十四日条は、過差規制の違反者に対し「於令違犯者、可有其科

次第」として、「月卿雲客」・「地下諸大夫以下」・「凡下輩」と身分別に三分類しつつ、それぞれ罰則を定めたことを伝えていている。

(51) これは『吾妻鏡』元暦元年十一月二十一日条の、源頼朝が藤原俊兼の小袖を切り落としたという逸話と類似したものを感ぜさせる。

(52) 臨時祭について禁令の発布は不詳。『勘』同年十二月九日条の新日吉小五月会中には「毎事所守儉約也」と記されている。これも一連の動きの中で捉えられよう。

(53) 前掲注(6)に記した弘安八年令の執行体制や或いは処罰規定を定めた前掲注(50)など参照。

(54) 新制についていえば、朝廷は幕府に送付しており、幕府もまた追加法などを通し御家人に伝達していた(稲葉氏前掲注(1)論文など参照)。

(55) ここで想起されるのが、『実』正応五年四月二十三日条に記された、時の「東重人」平頼綱の子息で五位尉の飯沼助宗の逸話である。助宗は賀茂祭で検非違使として供奉した際に「其体大美麗、凡非所及言語也」との非難を受けていた。このエピソードは、彼ら親子の驕慢さを示す例の一つとして、しばしば取りあげられてきた。しかし本文中の私見を認めるとするならば、助宗の行粧は幕府関係者の検非違使ゆえに認められていた過差ということになるのではなからうか(勿論実躬が記しているように、朝廷関係者からは当然非難を受けることになるが)。

【別表】鎌倉時代の過差禁制一覧表

	発布年月日		新制	禁制内容	発布契機・対象	典拠	備考
(1)	文治三(一一八七)・十一・四			衣裳	行幸	玉葉	
(2)	建暦二(一二一二)・十二・四			衣裳		玉葉	
(3)	建保一(一二三三)・二・一			衣裳 資財雑具など	院最勝講	葉、公 明月記	
(4)	同五			資財雑具など	院最勝講	葉、公	
(5)	同六			衣裳	行啓	野槐服節抄	
(6)	寛喜一(一二三〇)・十一・十四以前			資財雑具	五節	明月記	
(7)	同三			従類など	院最勝講	民	四カ条判明
(8)	同年			衣裳	行幸など	百鍊抄	
(9)	嘉禎三(一二三七)・三・二十八以前			衣裳	天変	玉葉	
(10)	延応二(一二四〇)・三・十二		*	衣裳・資財・雑具など	天変	平戸記、中法資	二カ条判明、他の過差法も
(11)	寛元一(一二四三)・十・二十四		*	衣裳・資財・雑具など	五節	百鍊抄	六カ条
(12)	同三				天変、三合	平戸記、葉	
(13)	同四				五節	民	
(14)	宝治二(一二四八)・五・二			衣裳・資財雑具・従類	院最勝講	葉、公	
(15)	同年			衣裳	行幸	宇治行幸記	
(16)	建長五(一二五三)・十二・三			従類	行幸	経後脚記	
(17)	文応一(一二六〇)・四・二十四以前			衣裳	賀茂祭	妙槐記	
(18)	同年				五節	民	
(19)	文永十一(一二七四)・十・二十二以前			舎屋	大嘗会	勘	
(20)	建治二(一二七六)・七・二十四以前			衣裳など	祇園御霊会	勘	
(21)	弘安四(一二八一)・六・十三			衣裳	春日祭	勘	
(22)	同六			衣裳・従類	内裏最勝講	勘	
(23)	同七			資財雑具	五節	勘	
(24)	同年			衣裳			

鎌倉期朝廷の過差禁制について

(25)	同九	・三・二十七以前		衣裳	春日祭	勤	
(26)	永仁六(一二九八)・八・二十五、十・二十五			衣裳	大嘗会	公、統	
(27)	正安三(一二〇二)・三	*		衣裳	天変	実、園	過差法
(28)	同年	・十一・十九以前		衣裳	五節	実	
(29)	乾元一(一二〇二)・六・一				行幸	実	
(30)	同年	・十二・二十一以前		衣裳		実	「建治・弘安沙汰」を法源
(31)	嘉元一(一二〇三)・七・二十一以前			衣裳・従類・乗物		実	
(32)	同年	・十・十二月		衣裳		実	
(33)	同二年	・三	*		天変	統、中法資	九ヶ条判明
(34)	徳治三(一二〇八)・三・二十五		*			園、中法資	四一カ条中三九ヶ条
(35)	延慶二(一二〇九)・十・二十一以前			従類	大嘗会	後伏見天皇御記	
(36)	延慶年間(一二〇八)・四・十六	*		衣裳・従僧など	最勝講	園、中法資	過差法
(37)	正和四(一二一五)・五・三以前				天変	公、福一〇六	五ヶ条
(38)	同年	・十二・十三以前	*		地震など	園、中法資	六ヶ条判明
(39)	同五年	・十二・七	*		最勝講	園、統	
(40)	元亨二(一二三二)・五・一			衣裳・資財・雑具か		福八十七	
(41)	同年	・十二・十四以前			天変・地震	花園天皇宸記	
(42)	正慶一(一二三三)・六		*	衣裳・従類		園、統	三ヶ条以上か？

日付及び事項欄について

- ・日付欄については、施行文書発布日を基本とし、不詳の場合は記録類などに記された日付とした。
- ・新制欄については、新制として発布された過差法のみの法令を指す。
- ・禁制内容の欄は過差禁制のみ記し、新制は制符については省いた。
- ・発布契機・対象の欄は、新制は発布契機、過差禁制についてはその法が対象とした行事などを記した。
- ・典拠欄は、主要な史料を記すにとどめた。「はじめに」に記した史料については以下のような略称を用いた。
- 『葉黄記』→葉、『民経紀』→民、『公衡公記』→公、『実躬卿記』→実、『園太暦』→園、『統史愚抄』→統
- 『福智院家文書』→福(文書番号を付す)、佐藤進一氏他編『中世法制史料集』第六卷→中法資。

